

北九州市お試し暮らし事業実施要綱

(目的)

第1条 北九州市への移住を検討している者に対して、北九州市が有する多様な魅力を生かし、移住希望者や市外在住の関心層に対し、実際の暮らしや関わり方を“体験・体感”してもらう機会を提供することで、関係人口の創出・拡大、二地域居住の促進、最終的な移住の後押しを図るもの。

(お試し暮らし体験施設)

第2条 本事業において、北九州市内での生活を体験するために参加者に供される施設（以下「施設」という。）は、移住コーディネーターを配置している宿泊施設のうち、北九州市が指定するものをいう。

(対象者)

第3条 本事業に参加することができる者は、次の第1号から第9号までのいずれの要件にも該当するものをいう。

- (1) 参加申請日時点で、北九州市外に在住していること。
- (2) 参加申請日時点で、北九州市すまいるクラブに登録していること。
- (3) 北九州市への移住又は二地域居住を検討していること。
- (4) 北九州市の実施する事前面談に応じていること。
- (5) 北九州市の実施する事後面談にお試し暮らしの終了日から原則2週間以内に応じること。
- (6) 北九州市が実施するアンケートに協力すること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと又は同条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有するものでないこと。
- (8) 同行者がある場合にあっては、同行者のすべてが第1号及び前号に掲げる要件を満たしていること。
- (9) 次のアからウのいずれかの区分に該当すること。

ア テレワーク・起業等区分

テレワーカー、フリーランサー又は起業者（北九州市で事業の立ち上げを検討している者をいう。）

イ 就職等区分 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者

（ア） 北九州市に本社若しくは支店がある企業又は団体へ就職又は転職を希望する者で、お試し暮らし期間中に企業訪問又は北九州市U・Iターン応援オフィスへの登録（お試し暮らし期間以前に登録済である場合を除く。）及び相談を行うもの

（イ） 北九州市が実施する就業関連イベント等で北九州市が指定するものへ参加をする者

ウ 関係人口区分

北九州市内で行われる地域課題解決に関する活動等（地域のお祭り、空き家の DIY 体験など北九州市が指定するイベント等）に参加する者

（事前調整）

第4条 本事業に参加しようとする者は、電子フォームにより、市長に事前調整の申出をしなければならない。

2 本事業に前項の申出を行った場合にあっては、代表者及び同行者が前条第7号及び第8号（同条第7号に掲げる要件に係る部分に限る。）の要件を満たしているかについて、市が確認を行うため、官公署に照会することに承諾したものとする。

3 市長は、第1項の事前調整の申出があったときは、速やかにその内容を審査し、その者が参加可能であるお試し暮らしの期間及び施設を決定したときは、それらの期間及び施設並びに次条第1項の電子フォームを通知する。

（参加申込及び参加の決定）

第5条 本事業に参加しようとする者で前条第3項の通知を受けたものは、当該通知において市長が定める期日までに、電子フォームにより、市長に参加申込をしなければならない。

2 市長は、前項の参加申込があったときは、速やかにその内容を審査し、参加を決定したときは、電子メールにより通知するものとする。

3 お試し暮らし参加決定通知は、前項の電子メールをもってこれに代える。

（参加期間）

第6条 本事業に参加できる期間は、2泊3日とする。

2 同一人物が本事業に参加する回数は、参加者又は同行者の別を問わず、同一年度内において1回のみとする。

（参加料金）

第7条 本事業の参加料金（移住を検討する活動の支援等に係る料金をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。

2泊3日	参加者及び同行者1人当たり5,000円
------	---------------------

2 前項の規定にかかわらず、同行者の年齢が3歳未満で施設において寝具を必要としない場合にあっては、当該同行者に係る参加料金の金額については、0円とする。

3 本事業への参加に伴う交通費及び飲食費並びに施設に備付けの器具以外の器具に要する費用その他の施設が提供するサービス以外に要する経費は、参加者又は同行者の負担とする。

4 施設の電気、ガス、水道及び下水道の使用料、受信料（地上契約に係るものに限る。）並びに廃棄物の処理に要する費用は、施設がそれぞれ負担する。

5 参加料金は、施設に対して前納しなければならない。

6 既に納付された参加料金は、還付しない。ただし、天災、交通機関の運休等の不可抗力により本事業へ参加することができなくなったと市長が認める場合には、当該参加料金の全部又は一部を還付することができる。

(遵守事項)

第8条 参加者及び同行者は、施設（その敷地を含む。以下同じ。）並びにその設備及び備品の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）に使用させないこと、又は自らが暴力団員として使用しないこと。

(2) 第三者に対し、施設を転貸し、若しくは使用させ、又は第5条第2項の規定により決定を受けた権利を譲渡しないこと。

(参加決定の取消し)

第9条 市長は、参加者又は同行者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第2項の決定を取り消しすることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 参加の申込みに偽りがあったとき。

(3) 参加料金をその納付期限までに納付しないとき。

(4) その他市長が取消し相当であると認める事由があったとき。

(損害賠償)

第10条 参加者は、施設を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、速やかにその旨を市長に届け出て、施設の管理者に対して、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第11条 本事業（施設を含む。）において、天災、火災その他の市の責めに帰さない理由によって利用者が被った損害に対して、市はその責めを負わない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則（令和8年9月3日付北九都戦総住第862号）

この要綱は、令和8年9月24日から施行する。